

2018年12月6日

麻生太郎 内閣府特命担当大臣（金融担当） 殿
宮腰光寛 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当） 殿

長妻 昭 立憲民主党政務調査会長
川内 博史 立憲民主党財務金融部会長
大河原雅子 立憲民主党消費者部会長

スルガ銀行シェアハウス向け不正融資による被害救済に関する緊急提言

スルガ銀行は、シェアハウスをはじめとする投資向け不動産融資において、本来借入れを行うことが出来ないことを知りながら、債務者の資産状況に関する資料の改ざん等を行うことで、多額の融資を実現させた。第三者委員会の調査では、本件の背景について、過度の営業目標達成に偏重する余り、与信判断の誤りに気づきながらも引き返すことができず、様々な手法の不正行為を積み重ねるといふ、金融機関としてはあるまじき実態が明らかとなった。

このような不正融資と密接に関わり、債務者とサブリース契約を結んでいたスマートデイズ社が本年4月に経営破綻した結果、賃料収入が途絶え、投資を行った債務者の多くが返済困難となり、深刻な被害を被っている。

債務者は、不正融資の実態に接することなく、金融機関を信頼して取引を行っていた。また、「同種の行為を反復継続的に行っていない場合は、サブリース契約の貸主を消費者関連法において消費者とみることができる場合がある」との国会答弁に示されている。こうしたことから本事案については当然に消費者保護を検討すべきであり、政府による早急の救済が必要である。

立憲民主党は、このような観点に立ち、以下の諸点を提言する。あわせて、今後も同様の観点から、国会を含めた様々な場において、今後も厳しく追及していくことを付言する。

記

1. スルガ銀行が、被害者に対して最大限救済策を講じ、その履行にあたって、早急且誠実に対応するよう、金融庁として責任をもって監督・指導を行うこと
2. 本件の原因究明を進めるとともに、事業者によるコンプライアンス違反を防止し、未然に被害発生を抑止できるよう、公益通報者保護法を改正すること
3. 事業者と情報・交渉力の明らかな格差がある脆弱な消費者が保護されるよう、消費者契約法を改正すること

以上